

～2025年・2040年を見据えた取組み～

1. 第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

国の基本指針

◎地域共生社会の実現

制度の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、個人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らして行くことの出来る社会の実現

◎介護予防・健康づくり施策の効果的な推進

自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費の適正化

◎認知症施策の推進

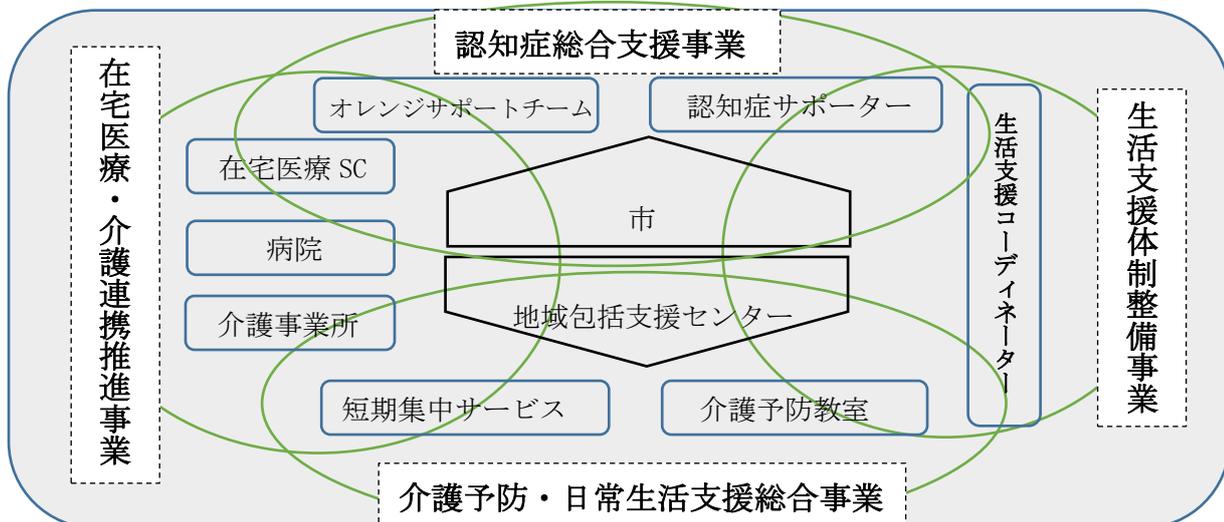
認知症になっても自分らしく暮らし続けることが出来る社会を目指し「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進

◎災害や感染症対策に係る体制整備

本市の重点的な取組み

①地域活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士が地域の課題について話し合える場の創出 ・レインボーネット等を活用した地域資源の可視化
②介護予防事業の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・健康づくりに対する高齢者の関心高まり ⇒<u>げんき大学卒業生の活動の場</u> ・理学療法士等の助言に基づく効果的な運動の促進 ⇒<u>リハ職の派遣</u>
③認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発・通いの場の充実 ・認知症サポーターの活用 ⇒<u>ミーティング開催</u>
④介護保険事業の円滑な運営に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な介護サービス・過剰な支給の削減、介護給付費の適正化 ⇒<u>介護給付等の適正化</u>
⑤ひとり暮らし高齢者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者等による見守り活動の促進 ・緊急時の迅速・的確な対応を行うための連絡体制の確保
⑥高齢者の権利擁護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待・消費者被害防止、認知症行方不明者への対応に関する専門的・継続的な支援

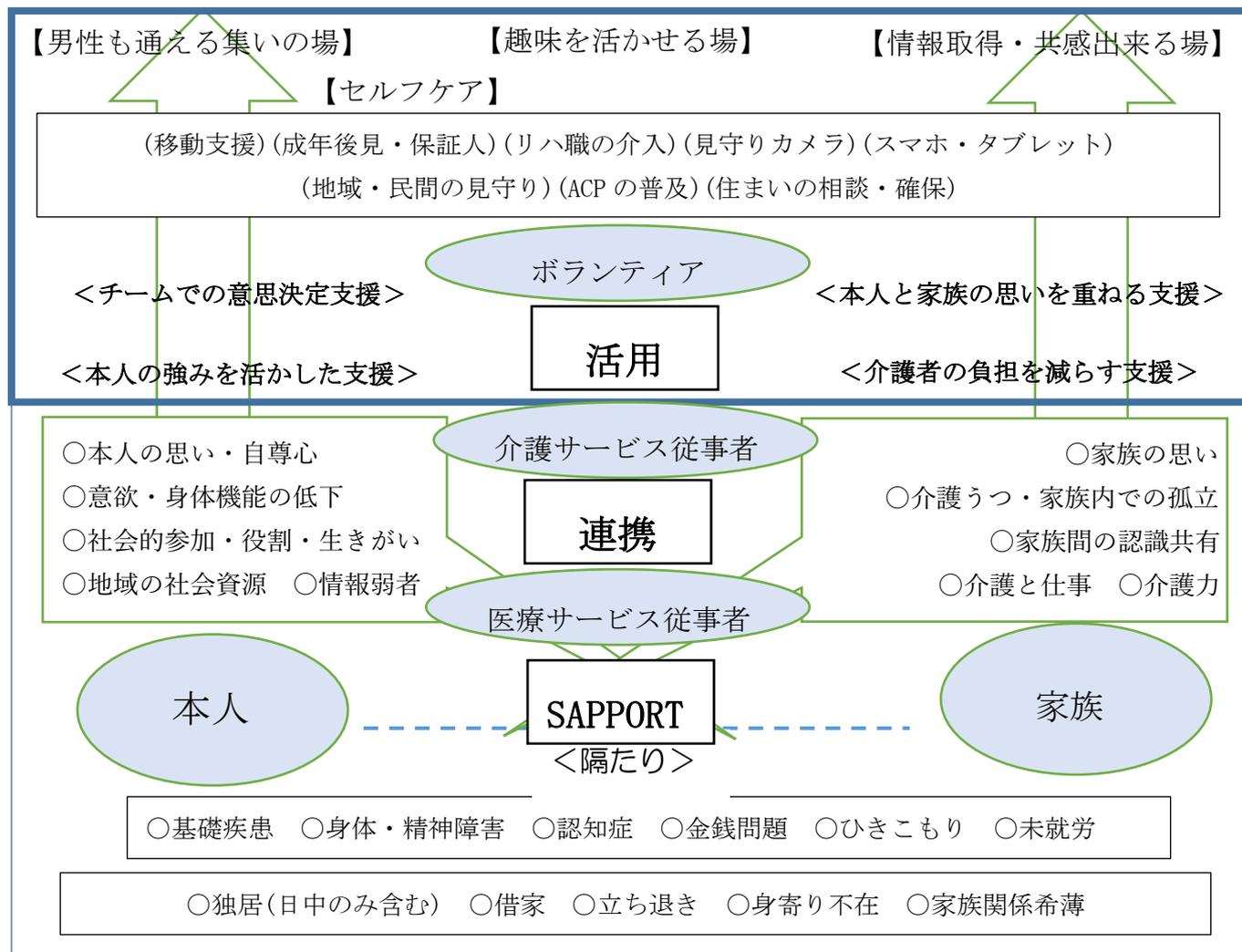
各事業の連動性(地域ケア推進委員会 3部会制 ⇒ 委員会1回+協議会4回)



2. 日常生活圏域と地域包括支援センター

	第7期 <H30-R2>	第8期 <R3-R5>
日常生活圏域数(設置区域)	1箇所(市内全域)	4箇所①西枇②新川③清洲④春日
包括支援センター(設置区域)		2箇所①新川・西枇②清洲・春日

3. 令和2年度地域ケア個別会議から見えた課題と次年度に向けた取組み



内は、行政主導のサービスや介護サービス等のフォーマルサービスに限らず、インフォーマルサービスの拡充が求められている。住民参加型の「地域づくり」を促進し、地域住民が自分らしく生涯を全う出来るように、解決策を模索できる「話し合いの場」を一層充実していく必要がある。

○令和3年度からの地域ケア会議の在り方

	地域ケア個別会議	地域ケア会議(地域ケア連携推進協議会)
開催回数	5回	2回
開催内容	地域課題を把握するため、圏域ごとの事例検討	課題に対する解決方法の確立 新たな資源開発の検討

